

平成 21 年 7 月 10 日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
（内線：39568）
代表 03-5253-8111

建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係告示の制定
に関するパブリックコメント（その 3）の募集の結果について

国土交通省では、平成 20 年 11 月 12 日から 12 月 11 日までの期間において、標記意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

なお、お寄せいただいたご意見については、取りまとめの便宜上、集約させていただきました。また、ご意見については、本改正案に直接関係する部分に限らせていただきました。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力頂きますよう、よろしくお願いいたします。

建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係告示の制定に関するパブリックコメント（その3）に
寄せられたご意見と国土交通省の考え方

1. エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法を定める件（案）に寄せられたご意見と国土交通省の考え方

寄せられたご意見	国土交通省の考え方
【第一号関係】	
駆動装置及び制御器は、防振ゴムを介在させる場合がありますので、「緊結」の表現を避け、防振ゴムが許容されるような表現にして頂きたい。	ご指摘を踏まえ措置しております。

2. 滑車を使用してかごを吊るエレベーターの地震その他の震動によつて索が滑車から外れるおそれのない主要な支持部分の構造方法を定める件（案）に寄せられたご意見と国土交通省の考え方

寄せられたご意見	国土交通省の考え方
【全般】	
告示内に記載の「滑車」とは、主索用の滑車と考えてよろしいか。	主要な支持部分たる滑車が対象となります。
【第二号及び第四号関係】	
索を設けた状態で計測・管理できるような記載としていただきたい。	適切に設計・製造等がなされれば、索を設けた状態で計測・管理をすることは可能です。

3. 建築基準法施行令第百二十九号の七第五号イ(2)の国土交通大臣が定める措置を定める件(案)に寄せられたご意見と国土交通省の考え方

寄せられたご意見	国土交通省の考え方
【第一号及び第三号関係】	
<p>現状の技術基準の解説では、昇降路の全高が10メートル以下の場合には保護措置は不要とされていますので、本告示においてもその様に明記して頂きたい。</p>	<p>昇降路の高さに関わらず、主索その他の索が掛かった場合において、エレベーターの機能に支障が生じるおそれのあるものにあつては、索が回り込まないように保護措置を講じることを求めることとしたものです。</p>
<p>「索が触れる」の表現は「索が引っ掛かる」と見直しをお願いしたい。</p>	<p>索が触れることにより支障が生じるものについては、建築基準法施行令第129条の7第五号イ(1)の規定により、触れないように措置されることとされていることから、ご指摘を踏まえ措置しております。</p>
【第二号関係】	
<p>釣合おもりのレールブラケットの端部間に鉄線、鋼線又は鋼索を設けることとあるが、これらは、釣合鎖、釣合ロープ及び釣合おもり側调速機ロープの何れかを設ける場合に必要であり、設けない場合には不要と考える。</p>	<p>本規定は、レールブラケットにあつては、索が回り込まないように保護措置を講じることを求めることとしたものです。</p>
【第三号関係】	
<p>「横架材において立柱より出張りが発生する場合は、横架材の端部に引張り防止の鉄線、鋼線又は金網、鉄板その他これらに類するものを設けること」を追記いただきたい。</p>	<p>これまで通り、突出物は、構造上やむを得ないものであつて、かつ、エレベーターの機能に支障が生じないものに限り認められるものであることから、横架材において、立柱より出張りが発生しないようにする必要があります。</p>

<p>横架材の端部を昇降路の立柱に緊結とあるが、昇降路壁面に緊結では不可なのか。</p>	<p>横架材の端部を昇降路の立柱に緊結する代わりに昇降路壁面に緊結することは、一般的には認められないものと考えられます。</p>
--	--

4. 滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件（案）に寄せられたご意見と国土交通省の考え方

寄せられたご意見	国土交通省の考え方
なし	